

日本心血管インターベンション治療学会（CVIT）認定 心血管インターベンション技師（ITE）制度規約

2013年7月10日制定

2023年8月3日改定

2025年11月14日改定

第1章 総則

（目的）

第1条 この制度は、日本心血管インターベンション治療学会（Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics：以下、「CVIT」とする）の責任において、心血管インターベンション治療に携わり、広い専門知識と技術をそなえ、かつ積極的に心血管カテーテル室業務に従事する臨床工学技士および臨床検査技師を養成し、学識技能に優れたものを CVIT 認定心血管インターベンション技師（Intervention Technical Expert：以下、「ITE」とする）として資格を認定し、心血管インターベンション治療の恒久的な発展に寄与することを目的とする。

（ITE とは）

第2条 CVIT 認定 ITE とは、第1条により資格認定され、医師との協働のもとに心血管インターベンション業務に従事する者をいう。

（規約の施行）

第3条 この規約は、CVIT 認定 ITE の資格認定あるいは更新を申請する場合において適用する。

第2章 運用

（主管）

第4条 この制度は、CVIT メディカルスタッフ委員会が主管する。

（業務）

第5条 CVIT メディカルスタッフ委員会は心血管インターベンション技師（Intervention Technical Expert ; ITE）制度の運営に関する業務を行う。

2 業務内容の詳細は細則にこれを定める。

第3章 規約の改定

(規約の改定)

第9条 この規約は、メディカルスタッフ委員会および理事会の承認を経て適宜改定することができ、代議員総会にて報告する。

第4章 付則

第10条 本制度の運用の詳細は細則に定める。

第11条 本規約は2013年7月10日をもって発効する。